

議案第80号 大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。

条例の改正内容及び改正理由でございます。

改正内容の1つ目につきましては、駐車場を除く有料公園施設の利用料金の上限額の改定でございます。

2つ目につきましては、大津湖岸なぎさ公園の駐車場にバス及びマイクロバス以外の普通自動車等を駐車する場合における1回の駐車に係る1日の定義の変更であり、駐車開始から24時間に変更するものでございます。

次に、改正理由でございますが、1つ目の利用料金の改定につきましては、施設使用料設定基準に基づき行う見直しになります。原則として、3～5年毎に行うものとしており、令和9年度の指定管理者の更新に合わせ、改定するものでございます。

2つ目の1日の定義変更につきましては、利用者の利便性の向上及び本市自動車駐車場の改正と整合を図るため、「駐車開始から24時間」とするものでございます。

3 ページをご覧ください。

利用料金の上限額の改定につきましては、対象施設は10公園、22有料公園施設でございます。

次に、改定の概要ですが、施設使用料設定基準に基づき算出された改定目安額の10円未満の端数を切り捨てた金額を上限としています。

次に、激変緩和措置についてですが、改定目安額が現利用料金の1.5倍を上回った場合は、令和9年度から令和10年度までは1.25倍、その後は1.5倍を改定上限とし、2段階にて改定を行います。

なお、改定目安額が現利用料金の1.25倍を上回り、1.5倍を下回る場合につきましても、令和9年度から令和10年度までは1.25倍、その後は改定目安額を改定上限とし、2段階にて改定を行います。

4 ページをご覧ください。

4 ページから6 ページは各施設の改定料金一覧でございます。現行料金から1.5倍となるものはオレンジ色、改定料金が改定目安額となるものは青色で着色しております。

なお、10円未満の端数を切り捨てた金額としていることから1.25倍、1.5倍とならないものもございます。

7 ページをご覧ください。

プール施設の料金改定についてであります。今回、施設使用料設定基準に

基づき利用料金を算出すると、温水プールの利用料については、近隣他都市施設の利用料と比較して、令和11年度では草津市より1.68倍、京都市より1.78倍高い料金となることから、プール施設の利用料金については、周辺都市の利用料金を勘案し据置きといたします。

なお、富士見市民温水プールも同様に現行料金のまま据え置きとなります。

8ページをご覧ください。

芝生グラウンド、全天候型多目的広場、弓道場及び野外劇場の料金改定についてであります。施設使用料設定基準に基づき、改定目安額と現行利用料金との乖離率が±20%以内であることから据置きといたします。

9ページをご覧ください。

9ページから16ページまでは令和9年度改正後（案）の新旧対照表となります。

17ページをご覧ください。

17ページから20ページまでは令和11年度改正後（案）の新旧対照表となります。

ご説明は以上となります。